

# 宮崎県公報

平成19年12月26日 (水曜日) 号外 第 122 号

宮 発 行 印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

#### 次 目

- ○現業職員の給与に関する規則等の一部を改正す
- ○都市的施設その他の都市としての要件に関する 条例等の一部を改正する条例の施行期日を定め

## 人事委員会規則

- ○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の
- 一部を改正する規則………………………3
- ○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規 則------3

# 規

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公 作する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 宮崎県規則第八十六号

# 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年宮崎県規則第 五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項各号中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条 に吹の一頃を加える。

3 第一項の場合において、現業職員に退職手当を支給する場合 における職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮崎県条 例第四十四号) 第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分は、 別表第三の左欄に掲げる職員について、それぞれ同表の右欄に

掲げる職員の区分とする。

別表第一を次のように改める。

# 教育長訓令

○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正

表第一	号給	說給料表(第二 給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
区分	万柏	<u> </u>	万柏	<u>柏科月領</u> 円	万柏	<u>柏科月額</u> 円	万柏	<b>福科月</b> 發
	1	110, 300	55	172, 100	109	265, 500	163	335, 00
	2	110, 900	56	173, 700	110	267, 100	164	336, 00
	3	111, 500	57	175, 200	111	268, 700	165	337, 10
	4	112, 100	58	176, 900	112	270, 300	166	338, 0
	5	112, 500	59	178, 600	113	271, 700	167	338, 9
	6	113, 100	60	180, 300	114	273, 200	168	339, 80
	7	113, 700	61	182, 000	115	274, 700	169	340, 60
	8	114, 300	62	183, 700	116	276, 200	170	341, 4
	9	114, 700	63	185, 400	117	277, 800	171	342, 2
	10 11	115, 600 116, 500	64 65	187, 100	118 119	279, 300	172 173	343, 0 343, 6
	12	117, 400	66	188, 800 190, 600	120	280, 800 282, 300	174	343, <u>0</u> 344, 2
	13	117, 400	67	190, 600	121	283, 800	175	344, 8
	14	119, 200	68	194, 200	122	285, 300	176	345, 4
	15	120, 100	69	195, 600	123	286, 800	177	346, 0
	16	121, 000	70	197, 400	124	288, 300	178	346, 6
ľ	17	122, 100	71	199, 200	125	289, 600	179	347, 2
	18	123, 100	72	201, 000	126	291, 000	180	347, 8
	19	124, 100	73	202, 400	127	292, 400	181	348, 3
	20	125, 100	74	204, 200	128	293, 800	182	348, 9
ļ	21	126, 100	75	205, 900	129	295, 200	183	349, 5
	22	127, 200	76	207, 600	130	296, 600	184	350, 1
	23	128, 200	77	209, 200	131	298, 000	185	<u>350, 5</u>
	24	129, 200	78	210, 700	132	299, 400	186	351, 0
再任用	25 26	130, 200 131, 500	79 80	212, 500 214, 300	133 134	300, 600 301, 900	187 188	351, 5 352, 0
職員以	27	132, 800	81	216, 000	135	303, 200	189	352, 0 352, 5
外の職	28	134, 100	82	217, 500	136	304, 500	190	353, 0
員	29	135, 400	83	219, 300	137	305, 700	191	353, 5
	30	136, 700	84	221, 100	138	307, 000	192	354, 0
	31	138, 000	85	222, 800	139	308, 300	193	354, 5
	32	139, 300	86	224, 300	140	309, 600	194	355, 0
	33	140, 700	87	226, 100	141	310, 700	195	355, 5
	34	142, 200	88	227, 900	142	311, 900	196	356, 0
	35	143, 600	89	229, 600	143	313, 100	197	356, 5
	36	145, 000	90	231, 000	144	314, 300	198	357, 0
	37	146, 300	91	232, 800	145	315, 600 316, 700	199 200	357, 5
	38 39	147, 700 149, 100	92 93	234, 600 236, 400	146 147	317, 800	200	358, 0 358, 5
	40	150, 500	94	238, 200	148	318, 900	202	359, 0
	41	151, 900	95	240, 000	149	320, 100	203	359, 5
	42	153, 400	96	241, 800	150	321, 200	204	360, 0
	43	154, 800	97	243, 600	151	322, 300	205	360, 5
	44	156, 200	98	245, 400	152	323, 400	206	361, 0
	45	157, 600	99	247, 200	153	324, 500	207	361, 5
	46	159, 000	100	249, 000	154	325, 600	208	362, 0
	47	160, 400	101	250, 900	155	326, 700	209	362, 5
	48	161, 800	102	252, 700	156	327, 800	210	<u>363, 0</u>
	49	163, 300	103	254, 500	157	328, 800	211	363, 5
	50	164, 700	104	256, 300	158	329, 900	212	364, 0
	51	166, 100	105	258, 200	159	331, 000	213	364, 5
	52 53	167, 500 169, 000	106 107	260, 000 261, 800	160 161	332, 100 333, 000		
	54	170, 500	107	263, 600	162	334, 000		
	U+	170, 300	100	۷۵۵, ۵۵۵	104	55 <del>4</del> , 000		

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 退職手当の調整額区分表(第四条関係)

第四条第二項第一号の規定により百分の十 を乗じることとなる職員	第六号区分
第四条第二項第一号の規定により百分の五 を乗じることとなる職員	第七号区分
その他の職員	第八号区分

- 当する額を給料として支給する。 活める額に達しない職員には、給料月額のほか、その差額に相員との権衡上必要があると認められる職員について知事が別に数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は部内の他の職の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に、一円未満の端給料月額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表と、職員の受ける給料月額が、施行日の前日において受けていた
- TENTAの。 「である。 「おみめ、同表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を所則別表中「如診ら位体」を「如診ら位体」を「如診ら質性」を「如診ら性性」でする。 のほか、その差額に相当する額を給料の調整額として支給する。 ついて知事が別に定める額に達しない職員には、給料の調整額 又は部内の他の職員との権衡上必要があると認められる職員に に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額 国による改正前の現業職員の給与に関する規則第二条の二第二 は、は、これを必要は、との端数を切り捨てた額) 関による改正前の現業職員の給与に関する規則によいてこの規

附則別表第二 (附則第三項、附則第四項関係)

三十一日まで平成二十年四月一日から平成二十一年三月	百分の九十九
月三十一日まで平成二十一年四月一日から平成二十二年三	百分の九十八
月三十一日まで平成二十二年四月一日から平成二十二年三	百分の九十七
月三十一日まで平成二十三年四月一日から平成二十四年三	百分の九十六
月三十一日まで平成二十四年四月一日から平成二十五年三	百分の九十五

# 室 副

(福行型口等)

- 平成二十年四月一日から施行する。1.この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は
- 九年四月一日から適用する。関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十に一項を加える部分を除く。)による改正後の現業職員の給与に2 第一条中現業職員の給与に関する規則第四条の改正規定(同条

(給与の内払)

給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第一条の規定

正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 宮崎県規則第八十七号

# を改正する条例の施行期日を定める規則都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部

成十九年十二月二十六日とする。正する条例(平成十九年宮崎県条例第六十四号)の施行期日は、平正する条例(平成十九年宮崎県条例第六十四号)の施行期日は、平部市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改

# 人事委員会規則

則をここに公布する。初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規

平成十九年十二月二十六日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

#### 宮崎県人事委員会規則第二十四号

# る規則 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正す

県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

| 1 日本 | 1 日本

別表第七の教育職給料表□昇格時号給対応表中

別表第七の研究職給料表昇格時号給対応表中

別表第七の医療職給料表□昇格時号給対応表中

金 三

一日から適用する。給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任

る。 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成十九年十二月二十六日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第二十五号

## 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

第七号)の一部を次のように改正する。給料の調整額に関する規則(昭和三十二年宮崎県人事委員会規則

0円」に改める。 の用」に改める。 の形態能給料が引の表中「6, 100円」を「6, 20

至 至

の調整額に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料

平成十九年十二月二十六日地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第二十六号

## 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。地域手当に関する規則(平成十八年宮崎県人事委員会規則第十一

附 別 附則別表中「百分の十四」を「百分の十四・五」に改める。

手当に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域

# 教育長訓令

公表する。宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに

平成十九年十二月二十六日

宮崎県教育委員会教育長 高 山 耕 吉

# 宮崎県教育委員会教育長訓令第四号

各出先機関本 庁

各教育機関

# 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

育長訓令第一号)を次のように改正する。宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成七年宮崎県教育委員会教

条第一項一に改める。 別表第一の一の項中「第八十二条の十一第一項」を「第百三十三

器 三

この訓令は、公表の日から施行する。